

---

## 請求管理ロボにおける「インボイス制度」（2023年10月開始）の対応方針について

請求管理ロボ利用企業は、インボイス制度に対応した請求書の発行・送付が可能に

---

毎月の請求業務の自動化を実現するクラウドサービス「請求管理ロボ」を提供する株式会社ROBOT PAYMENT（本社：東京都渋谷区、代表取締役：清久 健也、以下ROBOT PAYMENT）は、2023年10月に開始される適格請求書等保存方式（以下インボイス制度）の対応として、2022年中に「請求管理ロボ」における請求書フォーマットの項目変更、およびJIIIMA認証の取得申請を予定していることをお知らせいたします。

今後も、請求管理ロボは、請求書に関する法制度を適切に対応するサービスとして、利用企業のインボイス制度の対応、請求管理業務のDX推進、ビジネスの成長を支援してまいります。

### ■ インボイス制度とは

2023年10月よりインボイス制度の開始が予定されています。インボイス（適格請求書）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されることとなります。

インボイス制度では、売手は適格請求書発行事業者に登録した事業者のみがインボイスを交付でき、また買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

詳細は、下記の国税庁サイトを参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

## ■請求管理ロボにおける、インボイス制度の対応（予定）内容

### ① 現行の「区分記載請求書」から「インボイス制度」への移行における、請求書の記載項目の追加

インボイスには、消費税法で定められている項目を記載する必要があります。具体的には、現行の「区分記載請求書」に、「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されることとなります。そこで、現在使用している請求書フォーマットについて以下の対応を行います。

- 「請求元設定」で、利用企業の【適格請求書発行事業者の登録番号】の設定が可能になります。
- 請求書テンプレートに、【適格請求書発行事業者の登録番号】 【適用税率ごとに区分した消費税額】の情報が自動で表示されるようになります。



【適格請求書発行事業者の登録番号】

【適用税率ごとに区分した消費税額】

対応時期は 2022年9月を予定しています。上記以外にインボイス制度で必要となる項目の記載については、既存の機能で対応しています。

なお、登録番号は、事業者の方が納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出する必要があります。登録申請方法につきましては、下記の国税庁サイトを参照ください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_shinei.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm)

## ②請求管理ロボ上で、交付したインボイスの電子データ保存を可能にする「JIIMA認証」の取得

インボイス発行企業には、交付したインボイスの写しを保存することが求められます。発行したインボイスは7年間保存する義務があり、電子データで保管する場合は、電子帳簿保存法（以下、電帳法）で定められた方法で保管する必要があります。

「JIIMA認証」とは、市販されているソフトウェアやソフトウェアサービスが電帳法の法的要件等を満たしているかをチェックし、法的要件を満たしていると判断した事を証明する、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会による認証制度です。

請求管理ロボでは、2021年12月に電帳法対応に必要な機能をリリースしたのち、同月中に「JIIMA認証」の取得申請を予定しています（認証は申請から3-4か月後と想定されています。）「JIIMA認証」を取得することで、請求管理ロボ導入企業は、電帳法の要件を個別にチェックする必要がなく、税務署への申請手続きを簡素化することが可能になります。

## ■「インボイス制度を主題にした経理DX」について、12月8日にカンファレンスを実施

12月8日（水）13時より「第4回 日本の経理をもっと自由にカンファレンス2021」を開催いたします。



第2部のパネルディスカッションでは、「インボイス制度対応に向けて分かったこと・気になること」をタイトルに、株式会社インフォマート、株式会社マネーフォワード、ROBOT PAYMENTの3社の経理責任者による座談会を行う予定です。「経理の実務対応」にしばって、現時点で分かったこと、負担になりそうな対応など、インボイス対応の全体像の理解に役立つ話を座談会形式でお届けします。

詳細はこちら：[https://www.robotpayment.co.jp/keiri\\_liberty/conference1208/](https://www.robotpayment.co.jp/keiri_liberty/conference1208/)

## ■ 請求管理ロボとは

「請求管理ロボ」は、今までエクセルと手作業で行っていた、請求・集金・消込・催促といった作業を全て自動化し、請求業務の大幅削減を実現するクラウドサービスです。



請求書の自動発行や自動送付をはじめ、クレジットカード決済・口座振替・銀行振込といった多彩な決済手段を活用した代金回収を行うことが可能となっており、さらには発行した請求書と入金情報の照合である消込の自動化まで実現しています。また、未消込の請求に関しては、支払い期限経過後に自動で催促を行うことも可能です。

特に継続請求（定期請求）との相性がよく、サブスクリプションモデルにおいて顧客数の増加によって陥りがちな、請求業務コストの肥大化を抑制することができます。またSFA/CRMや会計ソフトとのデータ連携も強みとしており、契約から会計までのお金にかかわる業務を一気通貫で扱うことができるのも特徴です。

詳細はこちら：<https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

## 会社概要

社名：株式会社ROBOT PAYMENT（東証マザーズ：4374）

所在地：東京都渋谷区神宮前6-19-20 第15荒井ビル4F

設立：2000年10月

代表：代表取締役 清久 健也

URL：<https://www.robotpayment.co.jp/>

請求管理ロボ：<https://www.robotpayment.co.jp/service/mikata/>

請求まるなげロボ：<https://www.robotpayment.co.jp/service/marunage/>

インターネット決済サービス：<https://www.robotpayment.co.jp/service/payment/>

### 【報道関係者様のお問い合わせ先】

株式会社ROBOT PAYMENT

担当：藤田 豪人

TEL：03-5469-5780 MOBILE：080-7683-3546

Eメール：[pr@robotpayment.co.jp](mailto:pr@robotpayment.co.jp)